

〔別表〕

第1 宿泊料金等の算定方法（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料）
	追加料金	②飲食料及びその他の利用料金
	税 金	消 費 税・宿 泊 税

〔備考〕 基本宿泊料は別に表示する料金表になります。

〔別表〕

第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を 受けた日		不泊	当日	前日	9日前	20日前
契約申込み人数						
一 般	14名まで	100%	80%	20%	－	－
	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	－
団 体	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

〔注〕 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。

3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には、切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきません。